

令和7年度採用 逗子市教育委員会職員採用試験 ＜任期付職員(子ども家庭支援員)＞受験案内

第一次試験日
(能力・適性検査) 別途個別に調整予定

1 募集人員、職務内容及び受験資格

試験区分	募集人員	職 務 内 容	受 験 資 格
事務職 (子ども家庭 支援員)	1 名	こども家庭センタ ーの運営に関する 業務	児童福祉等に関する相談業務経験が2年以上あり (常勤・非常勤を問わず)、下記申込資格を有する人

○申込資格○

- ・パソコン操作のできる方
- ・普通自動車運転免許を有する方(AT限定可)
- ・下記の①から⑧までのいずれかの資格要件を満たす方

① 社会福祉士

② 精神保健福祉士

③ 保健師

④ 助産師

⑤ 看護師

⑥ 保育士

⑦ 教育職員免許法の普通免許状を有する方

⑧ ①～⑦のほか、雇児発0331第47条平成29年3月31日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「市町村子ども家庭支援指針(ガイドライン)について」における「子ども家庭支援員」の資格に該当する方

2 欠格条項(次の項目のいずれかに該当する人は受験できません。)

地方公務員法第16条各号のいずれかに該当する人

- ① 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ② 逗子市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ③ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

3 試験の内容

- (1) 第1次試験 日時：申込者に別途通知します。 会場：逗子市役所 会議室

科 目	試 験 内 容
能力・適性検査	逗子市職員（公務員）として必要な基礎的能力等を判定します。

- (2) 第2次試験 日時：第1次試験合格者に個別に通知します。 会場：逗子市役所 会議室

科 目	試 験 内 容
面接	個別面接

- (3) 第3次試験 日時：第2次試験合格者に個別に通知します。 会場：逗子市役所 会議室

科 目	試 験 内 容
面接	個別面接

- (4) 最終合格発表 面接試験実施後通知

4 受験手続

- (1) 申込先 逗子市役所 教育部教育総務課（逗子市役所庁舎 5階）

〒249-8686 逗子市逗子5-2-16 電話 046(873)1111 内線 512

- (2) 申込方法

- ① 申込書・履歴書、エントリーシート（面接時資料として活用）、受験票に所要事項を記入し、上記申込先へ受験者本人が直接持参又は郵送してください。（代理人による窓口受付はいたしません。）
- ② 郵送で受付を希望される方は、必ず簡易書留郵便で送付してください。
- ③ 申込書・履歴書には、写真（最近3ヵ月以内に撮影した上半身、脱帽、正面向きのもので、縦4cm×横3cmの大きさのもの）を必ず貼って提出してください。
- ④ 受験資格を確認するため、原則として資格を有することがわかる書類（登録証の写し等）及び在職証明書（業務内容及び従事期間が記載されていること）を添付してください。

- (3) 受付期間及び時間

随時募集

※ 土・日曜日・休日及び12:00～13:00を除き、受付時間は、8:30から17:00までです。

※ 定員に達し次第、受付を終了します。

5 申込書・履歴書の記入上の注意

- (1) ※欄を除いて、すべての欄に記入してください。
- (2) 記入には、黒又は青の万年筆かボールペンを用いてください。消せるボールペンは使用しないでください。
- (3) 学歴欄は、小学校卒業から最終学歴まで記入してください。学歴欄の年月日については、年月のみの記入でも構いません。
- (4) 訂正がある場合は、もとの文字又は数字に横線を2本引き、その上に書き直してください。

6 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は、採用候補者名簿に登載され、採用の必要が生じた場合にその名簿登載者中成績上位の方から採用予定です。任期は令和8年3月31日までです。なお、補欠合格の場合は職員採用候補者名簿に登載され職員の欠員等に応じて順次採用されます。
- (2) 職員採用候補者名簿の有効期限は、令和8年3月31日です。
- (3) 受験資格がないこと、又は申込書類の記載事項に虚偽があった場合は、合格を取り消します。
- (4) 日本国籍を有しない人で、就職が制限されている在留資格の人は採用されません。

7 勤務条件

(1) 任用期間

採用の日～令和8年3月31日

※勤務実績等により令和12年3月31日まで更新の可能性あり

(2) 勤務時間(原則)

月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分 週5日(週38時間45分)

(3) 給 与

給料は、「逗子市職員給与条例」等の規定に基づき、学歴、職歴等を勘案して決定されます。なお、給料のほか「逗子市職員給与条例」等の規定に基づき地域手当、住居手当、通勤手当、期末手当等の諸手当がそれぞれ支給要件に応じて支給されます。

【例1】40歳・前職が公務員の場合

給与例	大学卒
給 料	331,300 円
地域手当	39,756 円
合 計	371,056 円

【例2】30歳・前職が福祉相談業務の場合

給与例	大学卒
給 料	300,100 円
地域手当	36,012 円
合 計	336,112 円

8 注意事項

- (1) 受験の際には必ず受験票、HB、B又は2Bの鉛筆及び消しゴムを持参してください。なお、郵送による申し込みをした方には、第一次試験当日に本人確認のうえ、受験票をお渡しします。第一次試験当日に本人確認書類を持参してください。
- (2) 受験の際に提出された書類は、お返しいたしません。
- (3) 書類不備の場合は、申込みに応じません。
- (4) 申込み期限を過ぎたものは受付できません。
- (5) 試験に対する問い合わせは、教育部教育総務課にお願いいたします。
- (6) 自家用車での来場はできません。
- (7) 身体の障がい等のため受験に際し配慮が必要な方は、必ず事前にご相談ください。
- (8) 筆記試験は日本語による出題で、解答も日本語でしていただきます。また、面接試験はすべて日本語での質問・応答になります。
- (9) 試験日時や会場等は予定ですので、変更する場合があります。

■■ 申込み受け付け・試験会場 ■■

逗子市役所(逗子市逗子5-2-16) 5階 教育部教育総務課